

台風シーズンの到来に備えて

▼問合せ 危機管理グループ
☎079(435)0991

台風は、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになり、室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くはこの経路をとっています。

今後は、台風による大雨、強風や高潮、台風に刺激された前線による大雨などによる被害が心配される季節です。被害を最小限に留めるために、本格的な台風シーズンの到来に備え、今のうちに「ご家庭の防災対策を強化しましょう。情報収集の手段を複数確保しましょう」

予報技術の発達した現在、台風は勢力や予測される経路などがあらかじめ知ることが出来ます。

適切な事前対策ができるよう、積極的な情報収集を心掛けると共に、複数の情報収集手段を確保しましょう。
大雨、強風への備えを万全に
○浸水してしまつて困るもの

は、2階以上へ置いておきましょう

○窓や雨戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておきましょう

○風で飛ばされそうなものは固定したり、家の中にしまひましょう

大雨、強風の中での作業は大変危険ですので避けましょう。

「播磨町総合防災マップ」を活用しましょう

○避難所を確認し、実際に避難所まで歩いてみましょう

○家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう

○非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持つて出る人を決めておきましょう



要配慮者実態調査を実施します

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

本調査は、災害時に援助を必要とする高齢者の方々に対して、避難支援プランの策定のため、これらの方々の日頃の状況を調査するものです。

※あわせて、障害のある方に対する調査を、郵送により実施します。

▼実施時期 9月上旬～10月

▼対象 町内に居住する65歳以上の在宅の高齢者の方

▼調査方法 各地区の民生委員が調査対象者宅を訪問し調査します

※民生委員が訪問した際には、ご協力をお願いします。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きは済ませましたか？

▶問合せ 専用ダイヤル☎079(437)7040
消費税率の引き上げに伴い、暫定的・臨時的な措置として、国から「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

申請対象と見込まれる方には、申請書などを発送しています。必要事項を記入・押印のうえ、添付書類をそろえて、申請書とともに同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函もしくは役場まで提出してください。

▶申請期限 平成27年1月7日(水)

- 特設窓口
- ▶開設期間 7月7日(月)～10月7日(火)(閉庁日除く)
- ▶場所 役場1階ロビー(駐車場側玄関入って左側)
- ▶受付時間 9:30～16:00

※10月8日(水)以降1月7日(水)までの受け付けは、福祉グループで行います。

子どものスマートフォンにはフィルタリングを利用しましょう

▼問合せ 加古川警察署 ☎079(427)0110

1 フィルタリングを必ず利用する

スマートフォンでは、有害サイトへのアクセス制限やアプリの利用制限を行うフィルタリングソフトを保護者自身がスマートフォンにインストールすることなどが必要です。

携帯電話事業者が提供・推奨するフィルタリングサービスを必ず利用しましょう。

2 お子さんにパスワードを教えない

フィルタリングの設定の変更・削除は、パスワード入力により行うことから、お子さんがパスワードを知ると、自由にフィルタリングを削除・変更できるようになります。

3 ウィルス対策を必ず行う

アプリの中には、ウィルスが仕込まれたものが流通しており、個人情報流出するな



どの被害にあうおそれがあります。パソコンと同様に、ウィルス対策ソフトの利用が必要ですよ。

4 お子さんの使用状況をよく確認する

フィルタリングが機能しているか、どんなアプリを使っているかなど、お子さんのスマートフォンの使用状況をよく確認しましょう。

危険が潜む子どものインターネット利用

「政府広報オンライン」より <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201407/2.html>



携帯電話・スマートフォンやパソコンは、いまや子どもにとっても生活に欠かせない通信手段の1つになっています。自分の携帯電話・スマートフォンを持つ子どもの割合は、小学生では3割台後半、中学生では5割強、高校生では9割台後半を超えています。そのうち中学生では約5割、高校生では約8割台前半がスマートフォンを持っています(内閣府「平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」)。

避難勧告がでるまでは避難しなくていいんですか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

一方、現実的なお話として、「法に基づく避難勧告だから(役場が避難勧告を発令したから)」という理由では、避難を決断しにくいとも思います。自分の身に危険が迫っているとは思えない(信じられない)状況ではなおのことです。

したがって、東日本大震災では、「周りの人が避難するから、自分もしぶしぶ避難したら、結果として命を救われた」という例もあるように、災害から命を守るには、家族ぐるみ・地域ぐるみで取り組み、お互いに声を掛け合うことが重要です。

また、役場としても住民の皆さんから一層の信頼を得られるよう、日々努力する必要があると考えています。

<避難に関する情報の種類と概要>

名称	危険の度合い	概要
避難準備情報	小	避難の準備を行ってください、という情報です。ご家族と連絡を取り合ったり、非常持出袋の用意をするなど避難するための準備を開始するようにしてください。なお、避難に時間のかかる方(ご高齢の方など)は避難を開始してください。
避難勧告	中	災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、皆さんを災害から保護し、災害の拡大を防止するため、皆さんに避難行動を勧める場合に町長が発令します。すぐに避難行動を開始してください。
避難指示	大	災害が発生し、急を要する場合に、皆さんに避難行動を指示する場合に町長が発令します。一刻も早く避難行動を開始してください。

※避難行動には開設されている避難所へ移動するだけでなく、命を守る最低限の行動(屋内での待避などの安全確保措置)も含まれます。

防災コラム

あなたやあなたのご家族の安全を確保するのは、ほかならぬあなた自身です。

避難勧告や避難指示が発令されていなくても、危険を感じたら身の安全を図ってください。また、少しでも早く危険を察知できるよう、積極的に情報収集を行うようにしましょう。

役場(行政)が発表する避難に関する情報は、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3種類があります。しかしながら、これらの情報には「法的な拘束力がない」のです。つまり、最終的には「自分の命は自分で守る」決断は、一人ひとりに求められているわけです。

では、役場(市町村)における避難に関する責任は、どのようなものがあるのでしょうか？

内閣府が平成26年4月に発表した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」では、「住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村長は、災害が発生するおそれがある場合などに住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地などにどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取り組みを行うことが重要である」とされています。

つまり、役場としては、あらかじめ避難勧告などの発令の基準を定めたり、日頃から住民の皆さんと避難行動や災害のリスクについて合意形成を図る必要があり、災害発生時は適切な避難情報の発信や伝達が求められているということです。